

## 地域づくり型生涯カレッジ推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 滋賀県知事（以下「知事」という。）は、市町または市町およびその関係団体等で構成する実行委員会が実施する、絆づくりや活力ある地域づくりに結びつく学習機会の提供に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象経費)

第2条 補助の対象となる事業および経費（以下、「補助対象経費」という。）は別表1に掲げるとおりとする。

### (補助金の額および補助限度額)

第3条 補助金の額および補助限度額は、予算の範囲内で別表2に掲げるとおりとする。  
2 補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

### (補助期間)

第4条 補助期間は、事業開始から3年を限度とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、次の書類を添付して、別記様式第1号による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）

### (交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書を補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に送付するものとする。

### (実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、原則として事業完了30日以内または当該年度終了の日のいずれか早い期日までに、次の書類を添付して、別記様式第5号により、知事に事業実績を報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第6号）
- (2) 収支決算書（別記様式第7号）

### (補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等を審査および必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第9条 補助事業者は、概算払により補助金等の交付を受けようとするときは、別記様式第4号に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第6条の規定による交付決定後、概算払により交付することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、規則第7条の規定に基づく申請の取下げ、規則第10条の規定に基づく状況報告、第7条の規定に基づく実績報告、第9条の規定に基づく支払請求、規則第19条の規定に基づく財産の処分の承認申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準処理期間)

第11条 第6条の規定による補助金の交付の決定は、第5条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

2 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の保存)

第12条 補助事業者は、当該補助事業に係る予算および決算の関係書類を整備し、事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第2条関係)

補助金交付対象事業	補助対象経費
<p>地域づくり型生涯カレッジ推進事業</p> <p>1 実行委員会等の設置</p> <p>(1) 生涯カレッジのプログラム作成と関係機関との連絡調整</p> <p>(2) 受講生の募集、選考、修了認定</p> <p>(3) 受講生への連絡業務</p> <p>(4) その他、生涯カレッジの講座運営、広報等に関すること</p> <p>2 講座の実施</p> <p>学びの成果を地域づくりにいかす・つなぐ視点を重視し、以下の内容を考慮して講座を開設する。</p> <p>(1) 多様な学習機関が連携し、特色を生かした講座を実施する。</p> <p>(2) 講義や見学、実習、討論、ワークショップ等、受講者が主体的に学べるよう学習形態を工夫する。</p> <p>(3) 受講生の仲間づくりを推進するため、講座の回数や学習形態を工夫した講座を実施する。</p> <p>(4) 講座受講後に、その学びの成果を地域づくり等に生かしやすいよう、既存の地域活動グループ等とのマッチングやサークル活動についての情報提供を積極的に行う。</p> <p>(5) 受講生の決定においては、可能な限り市内在住在勤者に限定せず、広域的な受入れをする。</p>	<p>報 償 費</p> <p>旅 費</p> <p>需 用 費</p> <p>役 務 費</p> <p>委 託 料</p> <p>使用料および賃借料</p>

別表 2 (第3条、第4条関係)

	事業開始初年度	事業開始2年目	事業開始3年目
補助金の額	補助対象経費から受講料収入を引いた額の2分の1以内		
補助限度額	150,000 円	150,000 円	75,000 円